

点検評価部会で検証する2011年度の年度目標

資料No.2-1

年度目標項目	2010年度の年度目標	2010年度実績	2011年度の年度目標	データの出所
就職率(常用)(※1)	26%以上	25.6%	27%以上	職業安定業務統計
雇用保険受給者の早期再就職割合(※2)	22%以上	24.9%	24%以上	職業安定業務統計
求人充足率(常用)(※3)	31%以上	30.0%	27%以上	職業安定業務統計
ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数	230,000人以上	244,316人	240,000人以上	職業安定業務統計
学卒ジョブサポーターによる支援(※4)		正社員就職者数59,903人 開拓求人数61,011人 (2010年9月～2011年3月末)	正社員就職者数35,000人以上 開拓求人数110,000人以上	新規学卒者等に対する就職支援業務報告
新卒応援ハローワーク(※4)		利用者数(出張相談等含む) 228,952人以上 正社員就職者数30,485人以上 (2010年9月～2011年3月末)	利用者数(出張相談等含む) 339,000人以上 正社員就職者数30,000人以上	新規学卒者等に対する就職支援業務報告
希望者全員が65歳まで働ける企業の割合(※5)	50%以上 (2011年6月1日時点)	46.2% (2010年6月1日時点)	2012年の高齢者雇用状況報告において50%以上、かつ、2011年の高齢者雇用状況報告よりも1.6%ポイント以上	高齢者雇用状況報告
「70歳まで働ける企業」の割合(※6)	20%以上 (2011年6月1日時点)	17.1% (2010年6月1日時点)	2012年の高齢者雇用状況報告において20%以上、かつ、2011年の高齢者雇用状況報告よりも0.8%ポイント以上	高齢者雇用状況報告
中高年齢者試行雇用事業(※7)	開始者数2,550人以上 常用雇用移行率77%以上	開始者数4,959人 常用雇用移行率78.1%	開始者数4,200人以上 常用雇用移行率77%以上	中高年齢者トライアル雇用実施状況報告
正社員求人数	前年度実績以上 (2,579,090人)	2,968,054人	対前年度比 6%増(3,146,137人)以上	職業安定業務統計
緊急人材育成支援事業による職業訓練(※8)	受講者数150,000人 修了3か月後の就職率60%以上	受講者数277,368人 修了3か月後の就職率 69.2% (2010年1月～2010年12月末まで修了コース)	受講者数120,000人 修了3か月後の就職率60%以上	基金訓練実施状況報告
就職支援プログラム事業	開始件数105,000件以上 就職率70%以上	開始件数132,541件 就職率74.4%	開始件数119,000件以上 就職率73%以上	就職支援プログラム事業業務報告
マザーズハローワーク事業	重点支援対象者数39,500人以上 就職率74%以上	重点支援対象者数48,341人 就職率85.1%	重点支援対象者数48,000人以上 就職率85%以上	マザーズハローワーク事業業務報告

※1 就職率(常用(注1))

就職件数 / 新規求職者数

(注1) 就職率・求人充足率の「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているものを指す。

※2 雇用保険受給者の早期再就職割合

早期再就職者数(注2) / 受給資格決定件数

(注2) 雇用保険の基本手当の支給残日数を所定給付日数の2/3以上残して早期に再就職する者の数(例えば、所定給付日数90日の者が、支給残日数を60日以上残して再就職した場合)。

※3 求人充足率(常用(注1))

充足数 / 新規求人数

※4 2010年度実績は平成23年3月分の岩手県・宮城県が含まれていないため、速報値であり、今後、修正があり得る。

※5 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合

65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業、希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業 / 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業

※6 「70歳まで働ける企業」の割合

70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業 / 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項に基づく高齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業

※7 中高年齢者試行雇用事業の常用雇用移行率の「常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であるもの(ただし、60歳以上の高齢者の1週間の所定労働時間についてはこの限りではない。)を指す。

※8 本項目は、2011年9月までの事業に係る目標である。(同年10月より求職者支援制度を開始。)